

平成 2 9 年 度

健全化判断比率等の審査意見書

館 林 市 監 査 委 員

0・8・3

平成30年8月10日

館林市長 須藤和臣様

館林市監査委員 早川勉

館林市監査委員 岡村一男

平成29年度健全化判断比率等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された平成29年度決算における健全化判断比率等の審査を終了したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審 査 の 対 象	1
第2	審 査 の 期 間	1
第3	審査の手続き及び方法	1
第4	審 査 の 結 果	1
第5	審査の対象となる比率の概要	1
	(1) 健全化判断比率の状況	1
	(2) 公営企業会計の資金不足比率の状況	4
	審査意見	4

平成29年度館林市財政健全化等の審査意見

第1. 審査の対象

- 健全化判断比率
 - 実質赤字比率
 - 連結実質赤字比率
 - 実質公債費比率
 - 将来負担比率
- 資金不足比率（各公営企業ごと）
- 審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2. 審査の期間

平成30年7月17日から平成30年8月9日まで

第3. 審査の手続き及び方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の規定に従い作成され、比率の対象となる赤字、公債費及び将来負担の状態を適正に表示しているかを検証するため、各会計の決算書や決算統計など関係諸帳簿及び証拠書類との突合、検算等を実施した。

第4. 審査の結果

審査に付された各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方財政健全化法及び関係法令の定めるところにより、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査した比率は、いずれも早期健全化基準や財政再生基準に該当せず、早期に健全化すべき対象のものはなかった。

第5. 審査の対象となる比率の概要

(1) 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標であり、それぞれの比率の状況については、次のとおりである。

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等（普通会計）の実質赤字額の標準財政規模に

対する比率であり、赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す指標である。

本市の一般会計等（普通会計）は黒字であり、実質赤字比率は「－」と表示されている。

なお、本市における早期健全化基準は 12.71%、財政再生基準は 20.00%であり、当該基準に該当しない。

(単位:千円、%)

区 分	29年度	28年度
① 一般会計等の実質赤字額	△ 1,657,820	△ 1,856,301
② 標準財政規模	16,040,843	15,934,076
③ 実質赤字比率	－	－
④ 早期健全化基準	12.71	12.71
⑤ 財政再生基準	20.00	20.00

(参考) 算式

$$\text{③実質赤字比率} = \frac{\text{①一般会計等の実質赤字額}}{\text{②標準財政規模}} \times 100$$

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等（普通会計）及び公営事業会計を合算した実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、本市全体としての財政運営の深刻度を示す指標である。

本市の一般会計等（普通会計）及び公営事業会計は黒字であり、連結実質赤字比率は「－」と表示されている。

なお、本市における早期健全化基準は 17.71%、財政再生基準は 30.00%であり、当該基準に該当しない。

(単位:千円、%)

区 分	29年度	28年度
① 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額	－	－
② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額	－	－
③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額	2,293,303	2,294,243
④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額	92,414	124,559
⑤ 標準財政規模	16,040,843	15,934,076
⑥ 連結実質赤字比率	－	－
⑦ 早期健全化基準	17.71	17.71
⑧ 財政再生基準	30.00	30.00

(参考) 算式

$$\text{⑥連結実質赤字比率} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{①一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額} \\ + \\ \text{②公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{③一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額} \\ + \\ \text{④公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額} \end{array} \right)}{\text{⑤標準財政規模}} \times 100$$

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものである。

一般会計等（普通会計）、公営企業会計及び一部事務組合等を対象とした元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、直近3年間の平均値で示されている。

この算定基礎となる数値の状況は、次のとおりである。

（単位：千円、％）

区 分	29年度	28年度	27年度
① 元 利 償 還 金	2,188,716	2,165,527	2,134,374
② 準 元 利 償 還 金	859,901	883,135	855,130
③ 特 定 財 源	573,674	552,391	540,731
④ 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	1,816,200	1,773,650	1,721,355
⑤ 標 準 財 政 規 模	16,040,843	15,934,076	16,040,910
⑥ 実質公債費比率（単年度）	4.63100	5.10310	5.07989
⑦ 実質公債費比率（3カ年平均）	4.9	4.5	4.2
⑧ 早 期 健 全 化 基 準	25.0	25.0	25.0
⑨ 財 政 再 生 基 準	35.0	35.0	35.0

（参考）算式

$$\text{⑥単年度実質公債費比率} = \frac{\left(\text{①元利償還金} + \text{②準元利償還金} \right) - \left(\text{③特定財源} + \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right)}{\text{⑤標準財政規模} - \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

エ 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。一般会計等（普通会計）、公営事業会計、一部事務組合及び地方公社等を対象とした将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

なお、この比率について、財政再生基準は定められていない。

（単位：千円、％）

区 分	29年度	28年度	増減
① 将 来 負 担 額	41,619,881	41,296,980	322,901
② 充 当 可 能 基 金 額	3,777,889	3,338,008	439,881
③ 特 定 財 源 見 込 額	1,538,280	1,650,214	△ 111,934
④ 地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	23,388,913	23,185,192	203,721
⑤ 標 準 財 政 規 模	16,040,843	15,934,076	106,767
⑥ 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	1,816,200	1,773,650	42,550
⑦ 将 来 負 担 比 率	90.7	92.6	△ 1.9
⑧ 早 期 健 全 化 基 準	350.0	350.0	

（参考）算式

$$\text{⑦将来負担比率} = \frac{\text{①将来負担額} - \left(\text{②充当可能基金額} + \text{③特定財源見込額} + \text{④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \right)}{\text{⑤標準財政規模} - \text{⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

(2) 公営企業会計の資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業会計について、会計ごとに算定される事業の規模とその資金の不足額の比率である。平成29年度決算における資金不足比率は、各会計とも資金不足を生じていないため、当該比率には該当せず、「－」で表示されている。

当該比率の経営健全化基準は20.0%である。

(単位:千円、%)

会計	区 分	29年度	28年度
下水道	① 政令で定める資金不足額	△ 82,279	△ 117,399
	② 政令で定める公営企業規模	735,415	749,847
	③ 資金不足比率	－	－
農集排	① 政令で定める資金不足額	△ 10,135	△ 7,160
	② 政令で定める公営企業規模	9,633	9,546
	③ 資金不足比率	－	－
経営健全化基準		20.0	20.0

(参考) 算式

$$\text{③資金不足比率} = \frac{\text{①政令で定める資金不足額}}{\text{②政令で定める公営企業の事業規模}} \times 100$$

審査意見

健全化判断比率及び資金不足比率について審査したところ、すべての数値が基準内であり、早期健全化基準や経営健全化基準の対象となる基準値を超える比率はなかった。

しかし、実質公債費比率は、単年度では前年度と比較し、改善されているものの上昇している。今後はより慎重な財政運営を図り、財政の硬直化を招くことのないよう努められたい。

現下の厳しい財政状況に加え、少子高齢化や人口減少が進展する中で、本市が市民福祉向上のため様々な課題に取り組むことができるよう、今後も財源確保に努めるとともに、効率的な行政運営と健全財政の推進を望むものである。